

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 207 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 207 回金融商品専門委員会（2023 年 11 月 22 日開催）において、ステップ 4 に関する審議の進め方について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （ステップ 4 において検討する論点に関する意見）

2. ステップ 4 において検討する論点に関する事務局の提案に賛同する。
3. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いに関して、実務上の負担が大きいと考えられるため、ステップ 4 において検討する論点として追加することが考えられる。
4. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いを論点に追加する場合、このような債券については、多くの金融機関では市場部門がリスク管理を行っており貸付金と同様の信用リスク管理体制は構築されていないと考えられることから、管理体制に対する影響も勘案して検討を行うべきである。

### （参考人からの意見聴取に関する意見）

5. ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者に次回の金融商品専門委員会への出席を依頼し、ステップ 4 において検討する論点に関して意見を伺うとする事務局の提案に賛同する。
6. 意見聴取の対象とする金融機関に関して、信用リスクに関する実務が異なると考えられるコンシューマーファイナンス会社やリース会社についても意見聴取の対象範囲に含めることを検討いただきたい。
7. 実効金利法に関連する論点に関して、仮に IFRS 第 9 号の償却原価の考え方を取り入れるとした場合には作成者の実務負担が大きくなると考えられるため、この点に関して関係者に意見聴取することが考えられる。

8. ステップ4においても将来予測情報の考慮に関連するIFRS第9号の定めを取り込む必要があるという点は理解するが、信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関が幅広く対象となるため、事務局提案の論点に加えて将来予測情報の考慮に関する実務上の負担についても意見聴取することが考えられる。

**(その他)**

9. IFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」という。)を出発点として一部の定めについて見直していくアプローチで進めていく場合でも、IFRS第9号の定めを取り入れる程度やその理由に関して丁寧に説明していただきたい。
10. 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定に関して、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者への意見聴取では、相対的アプローチを適用することを前提として簡便的な方法に関する意見を伺うのか、又は相対的アプローチを適用しないことも含めて意見を伺うのかという点に関して、事務局が想定していることがあればご教示いただきたい。
11. ステップ2及びステップ3を適用する企業とステップ4を適用する企業の線引きに関して、会計基準では定めないと理解でよいか確認したい。

以 上